

# 4月から支所の取扱業務が変わります

4月に実施する支所再編に伴い、各支所の取扱業務が変わります。

取扱業務の詳細は、市報さが3月15日号と一緒に配布している「支所業務のご案内」をご覧ください。



また、再編に伴い、4月から各支所庁舎のレイアウトを変更します。お越しの際は、庁舎内の案内表示をご覧ください。なお、おたっしや本舗久保田は、久保田支所南庁舎内に移転します。



◎問い合わせ  
本庁 行政管理局 行政改革推進係  
☎40・7027 FAX 29・2095

## 不妊治療助成金

■対象 市に1年以上住民登録している戸籍上の夫婦

■所得制限 夫婦の合計所得額730万円未満

■助成金額 年度につき上限10万円、通算5力年度まで。

○体外受精・顕微授精…1回の治療につき、佐賀県の助成金を申請した人は治療費から15万円(それ以上の助成金を受けた場合はその額)と、他市町村の助成金を差し引いた7割の額

○人工授精…1回の治療につき、治療費から都道府県・他市町村の助成金を差し引いた7割の額

■提出書類

- ①不妊治療助成事業申請書、受診等証明書、助成金請求書
- ②医療機関発行領収証
- ③児童手当用所得証明
- ④戸籍謄本
- ⑤佐賀県不妊治療支援事業承認決定通知書の写し

※①は健康づくり課窓口、および市ホームページで配布。詳しくはお問い合わせください。

※③、④は市で証明できない人のみ必要。

■申請期限 3月31日(木)必着  
※医療機関からの証明書がそろわないなど期限までに申請できない場合は、事前にご相談ください。

◎申し込み・問い合わせ  
健康づくり課 母子保健係  
(ほほえみ館)  
☎40・72822 FAX 30・0115

「支所の組織体制」

再編前

- 総務課
- 産業振興課
- 環境課(三瀬支所を除く。)
- 市民サービス課
- 保健福祉課
- (教育委員会)出張所教育課

○公民館等



再編後

- 総務・地域振興グループ  
(消防・防災、農政に関する事務などを担当)
- 市民サービスグループ  
(住民票の写しや証明書等の交付、印鑑登録事務などを担当)

○公民館

※富士支所内の森林整備課および北部建設事務所、川副支所内の水産振興課、東与賀支所内の南部建設事務所、並びに三瀬診療所の各配置場所や取扱業務についての変更はありません。

## 平成27年度河川愛護ポスター！ 標語入賞作品展示会

○佐賀市立図書館 2階  
ロビーギャラリー

■日時

3月30日(水)～4月10日(日)  
10時～19時(日曜は17時まで)  
※3月31日(木)、4月4日(月)は休館

○さが水ものがたり館  
ギャラリー

■日時

4月13日(水)～27日(水)  
9時30分～17時(月曜休館)

## 第36回 春の「川を愛する週間」

■期間

3月27日(日)～4月24日(日)

この期間は市内の各所で自治会や事業所を中心に河川清掃が行われます。身近なボランティアに参加し、きれいにした川にごみを捨てないようにしましょう。

「すみわたる きれいな川を  
守ろうよ」

土川 玲旺さん(西与賀小学校)

◎問い合わせ  
本庁 河川砂防課 維持係  
☎40・71822 FAX 26・7388

## 4月1日から「障害者差別 解消法」が施行されます

この法律は、障がい者への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に尊重し合いながら生きる社会をつくることを目的としています。行政機関や民間事業者はこのような対応が求められます。

■正当な理由なく、障がいを理由に、サービスの提供を拒否、制限、条件をつけるような行為の禁止  
・「窓口や電話での対応を拒否する」、「入場や入店、入会を断る」、「アパートの契約を断る」など

「障がいがある人から、配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で配慮すること。(民間事業者は努力義務)」

・入口や通路の段差にスロープをつけたり、車いすの人に、低い机を準備する  
・筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる など

※この法律は、個人には適用されませんが、法律の趣旨を理解いただき、障がいがある人への配慮や気づきをお願ひします。

◎問い合わせ  
本庁 障がい福祉課 障がい総務係  
生活支援一係二係  
☎40・72551 FAX 25・5440

## 自治会活動への積極的な 参加をお願いします

○「自治会」は、それぞれの地域の課題に取り組んでいます

防犯灯の設置と維持管理、交通安全に関する活動、子どもや青少年の育成活動、高齢者などへの福祉活動、防犯パトロールや防災訓練への参加といった防犯・防災活動、ごみステーションの設置および管理の協力、地域の河川清掃…など

○「自治会」は、地域のふれあいと交流の場を作っています

運動会などのスポーツ活動、文化祭などの文化活動、地域の祭り、世代間交流イベント、地域への広報活動、集会所の建設と維持管理…など

自治会は、地域生活に非常に密着しています。「自治会なんて自分には関係ない…」そう思っているあなたも、何らかの形で自治会活動による恩恵を受けています。

自治会活動に参加し、みなさんの力で「ずっと住んでいたい」「住んでみたい」と思えるまちづくりに取り組みましょう！

◎問い合わせ  
各自治会または、  
佐賀市自治会協議会事務局  
(本庁 総務法制課内)  
☎40・70110 FAX 29・2095

## マイナンバーの通知カードを 保管しています

宛所不明や郵便局での保管期間を過ぎた「通知カード」を市で保管しています。11月に発送された通知カードを受け取られていない人は、3月末までに市民生活課にお越しください。

■持つてくるもの

○本人または同一世帯員が来庁する場合  
・来庁する人の本人確認書類  
・委任者の本人確認書類  
・委任状

・代理人の本人確認書類

「必要な本人確認書類」

① 次のうち1点  
住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の官公署発行の顔写真付きの書類

② ①のない人は次のうち2点

健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証、預金通帳等の氏名および生年月日(または住所)が確認できる書類

※4月以降の受け取りは再交付手数料(500円)が必要です。

◎問い合わせ  
本庁 市民生活課 住基整備係  
☎40・70822 FAX 28・9188

## 世帯人員調査に ご協力ください

佐賀市自治会協議会では、各自治会が、毎年4月1日を基準日として、世帯人員調査を実施しています。

この調査は、自治会活動の基礎となるものです。円滑な自治会運営のために、調査にご協力ください。

※調査票は、不要な封筒などに封入して提出できます。

○調査の目的

①自治会会員(住民)が不在のときに事故や災害が発生した際の、緊急連絡先を把握するため  
②自治会長に依頼される各種証明や各種行事の対象者を把握するため

○世帯人員票の管理と廃棄

世帯人員票は、自治会会員(住民)の個人情報保護に配慮し、各自治会長が責任をもって保管し、年度末に廃棄処分します。



◎問い合わせ  
お住まいの地区の自治会長まで  
お願いします。